

**特別養護老人ホームオペラハウス鴨方
短期入所生活介護事業所
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。

【岡山県指定 第3372700215号】

当事業所は、ご契約者に対して短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※このサービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもご利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 岡山千鳥福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山市南区千鳥町7番7号 |
| (3) 電話番号 | 086-264-5915 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 八田 高志 |
| (5) 設立年月日 | 昭和56年12月16日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | ・ 短期入所生活介護事業所 (平成12年4月1日指定)
・ 介護予防短期入所生活介護事業所 (平成18年4月1日指定)
【岡山県指定第3372700215号】 |
|------------|---|

※当事業所は特別養護老人ホームオペラハウス鴨方に併設されています。

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| (2) 事業所の名称 | 特別養護老人ホームオペラハウス鴨方短期入所生活介護事業所 |
| (3) 事業所の所在地 | 浅口市鴨方町地頭上567番地 |
| (4) 電話番号 | 0865-44-6336 |
| (5) 事業所長(管理者)氏名 | 加瀬 忠幸 |
| (6) 当事業所の目的及び運営方針 | |

利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行う。それにより、利用者が社会的孤立感を解消し心身機能の維持が出来るよう図る。また、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- | | |
|---------------|----------|
| (7) 開設年月日 | 平成6年4月1日 |
| (8) 営業日及び営業時間 | |

営業日	年中無休	
受付時間	月～金	8時30分～17時30分
	土・日・祝日	8時30分～17時30分

- | | |
|----------|-----|
| (9) 利用定員 | 10人 |
|----------|-----|

(10) 通常の送迎の実施地域

浅口市、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町（小田地区、美川地区を除く）、笠岡市（笠岡、絵師、馬飼、広浜、今立、園井、春日台、吉田、尾坂、山口、甲弩、富岡、新横島、入江、西大島、大島中に限る）、倉敷市玉島地区

(11) 事業所の概要

- ①建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- ②建物の延べ床面積 3,092.16㎡
- ④事業所の周辺環境 清閑、日当たり良好

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	居室・設備の種類	室数	主な設置機器
個室	4室	食堂	2室	
2人部屋	11室	機能訓練室	2室	移動式平行棒
4人部屋	16室	浴室	3室	機械浴・特殊浴槽
合計	31室	医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

※ 居室の変更はご契約者から申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者の家族等と協議の上決定するものとします。

※ トイレは居室内、居室外共にあります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	職務の内容
1.事業所長(管理者)	1名	事業所を代表し、業務を管理・統括します。
2.介護職員	27名以上	ご契約者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
3.生活相談員	1名	ご契約者の日常生活上の相談に応じるとともにご利用の申し込みを受付けいたします。
4.看護職員	3名以上	主にご契約者の保健衛生並びに看護業務を行います。
5.機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
6.介護支援専門員	1名以上	ご契約者にかかる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
7.医師	2名	ご契約者の健康管理及び療養上の指導を行います。
8.管理栄養士	1名以上	食事の献立、栄養計算、ご契約者の栄養指導を行います。

＜主な職種の勤務体制＞

職 種		勤 務 時 間	従事人数/1日
1.医師		毎週 火・金曜日 午後1：00～午後3：00	各1人
2.介護職員	早 出A´	午前6：30～午後3：30	2人
	普通出B	午前8：00～午後5：00	3人
	遅 出C	午前10：00～午後7：00	5人
	夜 勤	午後3：30～午前9：00	4人
	非 常 勤	午前8：00～午後3：00のうち5時間	3人
3.看護職員	早 出S	午前6：30～午後3：30	1人
	早 出A	午前7：00～午後4：00	1人
	早 出A´	午前7：30～午後4：30	1人
	普通出C	午前8：30～午後5：30	1人
	遅 出D	午前9：00～午後6：00	1人
	非 常 勤	午前8：30～午後3：30	1人
4.生活相談員		午前8：30～午後5：30	1人
5.機能訓練指導員		看護職員が、兼務しております。	1人
6.介護支援専門員		午前8：30～午後5：30	1人

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所(介護予防短期入所)生活計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。[契約書第3条参照]

① 介護支援専門員(ケアマネージャー)が短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。

↓

② その担当者は、短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

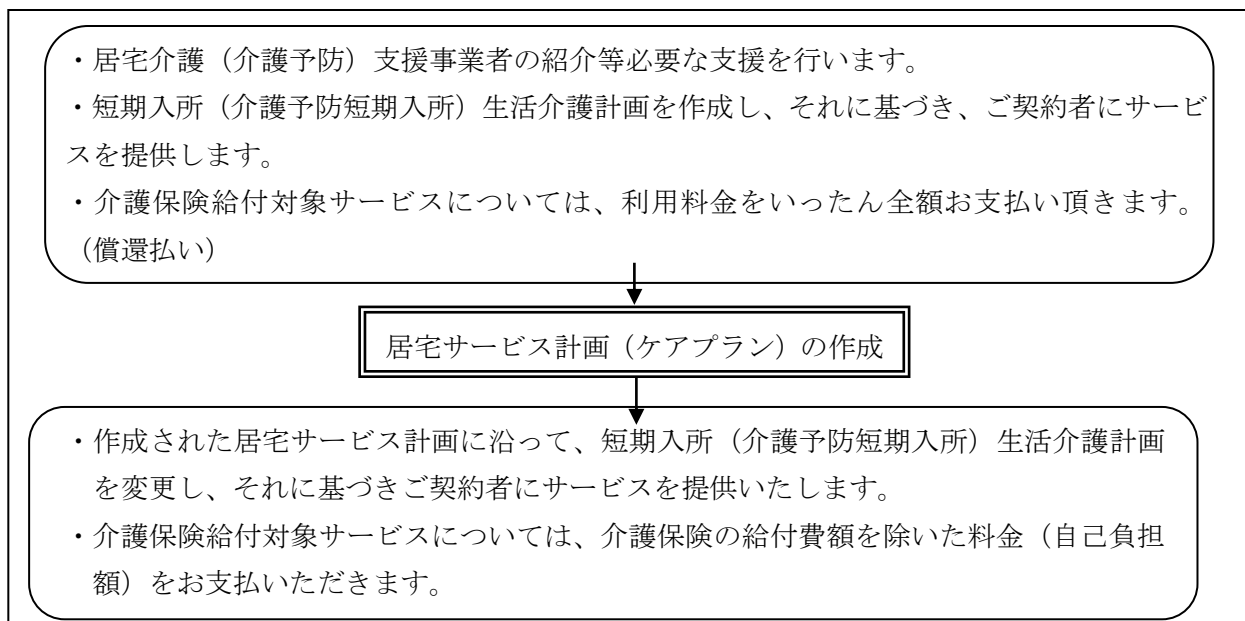
③ 短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画は、居宅サービス(介護予防短期入所)計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画を変更します。

↓↑

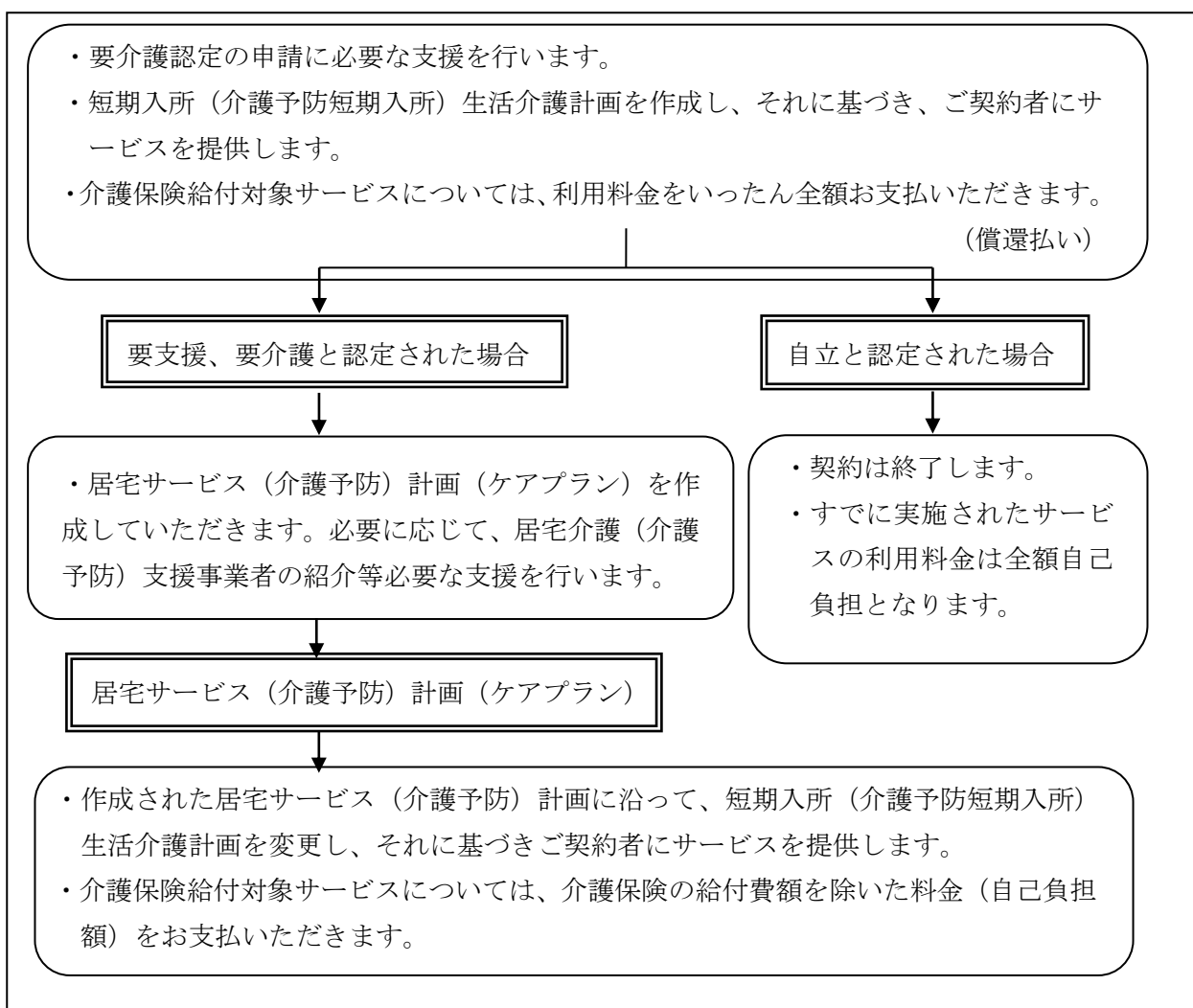
④ 短期入所(介護予防短期入所)生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者にかかる「居宅サービス（介護予防）計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス[契約書第4条参照]

以下のサービスについては、利用料金の通常9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食 事 の 介 助 (ただし、食費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。
- ・食事時間は以下のとおりです。

朝 食	昼 食	夕 食
7 : 3 0 ~ 8 : 3 0	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・相談援助

※本年度はサービスの第3者評価は実施しておりません。

<サービス利用料金（1日あたり）> [契約書第7条参照]

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額をのぞいた金額（自己負担額）をお支払ください。

●基本施設サービス費(多床室・従来型個室)

ご利用者の要介護	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	446 単位/日	451 円	902 円	1,353 円
要支援2	555 単位/日	561 円	1,122 円	1,683 円
要介護1	596 単位/日	603 円	1,206 円	1,809 円
要介護2	665 単位/日	672 円	1,344 円	2,016 円
要介護3	737 単位/日	745 円	1,490 円	2,235 円
要介護4	806 単位/日	815 円	1,630 円	2,445 円
要介護5	874 単位/日	884 円	1,768 円	2,652 円

●加算料金

加算名	単位数	利用料金 (×10 円)	自己負担額		
			1割負担 の方	2割負担 の方	3割負担 の方
送迎加算	184 単位/回	1,840 円	184 円	368 円	552 円
看護体制加算	(Ⅰ) 4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(Ⅱ) 8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
夜勤職員配置加算*要介護者のみ	(Ⅰ) 130 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
療養食加算	8 単位/回	80 円	8 円	16 円	24 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 円/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 円/月	100 円	10 円	20 円	30 円
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%円減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%円減算				
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%円減算				
介護職員等処遇改善加算 *令和6年6月1日より	(Ⅰ) 14.0%	(Ⅱ) 13.6%	(Ⅲ) 11.3%		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
介護職員処遇改善加算 *令和6年5月31日まで	(Ⅰ)	8.3%			
	(Ⅱ)	6.0%			
	(Ⅲ)	3.3%			
介護職員等特定処遇改善加算 *令和6年5月31日まで	(Ⅰ)	2.7%			
	(Ⅱ)	2.3%			

介護職員等ベースアップ等支援加算 *令和6年5月31日まで	1.6%
----------------------------------	------

※下記の加算については事業所の算定要件を満たしている場合に加算となります。

- ・夜勤職員配置加算（Ⅰ）、サービス提供体制強化加算（Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ）
- ・看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）については、事業所の算定要件を満たし、かつご利用者様が併設された本体施設の空床を利用された場合。
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算については緊急受入れについて算定要件を満たしている場合。
- ・生産性向上推進体制加算については算定要件を満たしている場合。
- ・療養食加算については、事業所の算定要件を満たしている場合（1日3食を限度）。

※下記の加算については基本サービス費に各種加減算を加えた1月あたりの総単位数にそれぞれの加算率を乗じます。

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.3%
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）2.7%（Ⅱ）2.3%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）14.0%（Ⅱ）13.6%（Ⅲ）11.3%

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。（下記（2）参照）

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス[契約書第5条、第7条参照]

①食費……ご提供する食事の材料及び、調理（栄養士・管理栄養士以外の調理員）にかかる費用

朝食	昼食	夕食	1日の合計
350円	720円	530円	1,600円

②滞在費……多床室 1,055円/日、従来型個室 1,231円/日

※ ①食費・②滞在費は、負担限度額認定証により減額されます。

③送迎実費……通常の送迎の実施地域（2.事業所の概要（10）参照）を越える地点からお住まいまでの間の距離により、1kmあたり12円を頂きます。

④「別紙 今後利用することにより頂く経費について」により、選択実施されることによりご利用

用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払方法[契約書第7条参照]

前期(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、サービスご提供月の翌月10日までにご請求いたします。同月20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- | |
|-------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 金融機関口座からの自動お引落 |
| 【ご利用できる金融機関】 |
| ・ 郵便局 |
| ・ 晴れの国岡山農業協同組合 |

(4) 利用の中止、変更、追加 [契約書第8条参照]

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所にお申し出ください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

6. サービス提供における事業者の義務[契約書第10条、第11条参照]

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次の事を守ります。

- | |
|---|
| <p>①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</p> <p>②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。</p> <p>③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、それを完結の日から5年間保存すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧いただき、複写物を交付します。</p> <p>④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。</p> <p>ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。</p> <p>⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な</p> |
|---|

場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後も同様とします。

(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所の援助を行う際には、サービス担当者会議等において、個人・家族情報を取り扱う場合は、あらかじめ文書にて、ご契約者等の同意を得ます。

7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。[運営規程第11条参照]

(1) 日課の励行

利用者(→契約者)は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(2) 衛生保持

契約者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(3) 禁止行為

契約者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(4) 施設・設備の使用上の注意[契約書第12条参照]

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 禁煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(1) → (6) 持ち込みの制限

事前にご相談いただき、決定いたします。

(7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	みわ記念病院	高山医院
所在地	金光町佐方 80-1	鴨方町鴨方 2 2 1 0 - 1
診療科	内科 外科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小坂歯科医院
所在地	鴨方町鴨方 2 0 7 8 - 1 1

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様とします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

[契約書第16条参照]

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除のお申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除のお申し出[契約書第17条、第18条参照]

契約の有効期限内であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、

又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出[契約書第19条参照]

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助[契約書第16条参照]

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 苦情の受付について[契約書第21条参照]

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	生活相談員 佐藤 雅美
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

浅口市健康福祉部 高齢者支援課	所在地 浅口市鴨方町鴨方 2244-26 電話番号 0865-44-7113 fax0865-44-7110 受付時間 午前8時30～午後5時15分
里庄町役場 健康福祉課	所在地 浅口市里庄町大字里見 1107-2 電話番号 0865-64-7211 fax0865-64-7236 受付時間 午前8時30～午後5時15分

矢掛町役場 保健福祉課	所在地 小田郡矢掛町矢掛 3018 電話番号 0866-82-1013 fax0866-82-1454 受付時間 午前8時30～午後5時15分
笠岡市役所 健康福祉部長寿支援課	所在地 笠岡市中央町 1-1 電話番号 0865-69-2139 fax0865-69-2180 受付時間 午前8時30～午後5時15分
倉敷市保健福祉局 保険部介護保険課	所在地 倉敷市西中新田 640 電話番号 086-426-3343 fax086-421-4417 受付時間 午前8時30～午後5時15分
玉島支所 玉島保健福祉センター 国保介護課	所在地 倉敷市玉島阿賀崎 1-1-1 電話番号 086-522-8185 fax086-522-8144 受付時間 午前8時30～午後5時15分
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山市北区南方 2-13-1 電話番号 086-226-9400 fax086-226-9400 受付時間 午前8時30～午後5時00分
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17番5号 電話番号 086-223-8876 fax086-223-9109 受付時間 午前8時30～午後5時00分

10. 事故発生時の対応について[契約書第13条、第14条参照]

サービスのご提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族・居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 非常災害対策に関しての避難訓練 [運営規程第14条参照]

事業所では、非常その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。

1 2. 虐待防止のための措置に関する事項 [運営規程第 2 3 条参照]

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

説明者職名： _____ 氏名 _____ ⑩

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、上記説明者より本書面に基づき重要事項の説明を受け同意します。

入所者住所： _____

入所者氏名： _____ ⑩

代理人氏名： _____ ⑩（続柄： _____）

〈別紙〉今後利用することにより頂く経費

介護保険給付対象外でご希望によりかかる経費 [第5条・第7条]

【短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービス費以外実費】

……ご契約者が直接業者等へお支払いただくもの
ただし、実際の支払はこちらでお手伝いいたします。

1. 理美容代 1,800円～（ご希望により）

【短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービス費内実費】

……事業所へ直接お支払いただくもの

2. 食費（食材料費＋調理費（栄養士・管理栄養士以外の調理員））及び 居住費

利用者負担限度額	滞在費 (多床室)	滞在費 (従来型個室)	食 費
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	600円
第3段階（1）	430円	880円	1,000円
第3段階（2）	430円	880円	1,300円
第4段階	1,055円	1,231円	1,600円

令和 年 月 日

特別養護老人ホームオペラハウス鴨方
施設長 加瀬忠幸 殿

契約者氏名 _____ ⑩

代理人氏名 _____ ⑩